

青森県競技力向上対策本部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この本部は、青森県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 対策本部は、第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）及び第25回全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上を図るとともに、大会終了後も更なる本県スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 対策本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青森県競技力向上基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び基本計画を踏まえた具体的な競技力向上推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関する事。
- (2) 競技力向上対策に係る条件の整備に関する事。
- (3) 基本計画及び推進計画に基づく競技力向上対策事業の実施に関する事。
- (4) 競技力向上対策事業の進捗状況等の分析・評価並びにその結果を踏まえた基本計画及び推進計画の見直しに関する事。
- (5) その他対策本部の目的達成に必要な事業に関する事。

第2章 組織

(構成)

第4条 対策本部は、本部長及び委員をもって構成し、委員は次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 競技力向上及び障害者スポーツの普及に係る機関及び団体の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者

2 本部長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 対策本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 本部長は、青森県副知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部委員会の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。
- 3 監事は、本部委員会の承認を得て、本部長が委嘱する。
- 4 監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 本部長は、対策本部を代表し、対策本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長が、その職務を代行又は代理する。
- 3 監事は、会計について監査し、必要があるときは、本部長に対し意見を述べる。
(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、対策本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、本部長、第4条第1項第1号の規定により委嘱する委員及び監事が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 本部長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 本部長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、その内容を次の本部委員会において報告しなければならない。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 対策本部に、次の会議を置く。

- (1) 本部委員会
- (2) 強化対策委員会
- (3) 専門委員会
(本部委員会)

第10条 本部委員会は、本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部委員会は、必要に応じて本部長が招集する。
- 3 本部委員会の議長は、本部長又は本部長が指名した者がこれにあたる。
- 4 本部委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総合的な事業の推進に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 強化対策委員会に付託及び委任する事項に関すること。
 - (6) その他競技力の向上に関わる重要な事項に関すること。
- 5 本部委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 本部委員会に出席できない委員は、代理人に権限を委任するか、又は書面で議決に加わることができる。
- 7 本部委員会の議事は、出席委員（代理人又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(強化対策委員会)

第11条 強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員（以下「強化対策委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長は、強化対策委員のうちから本部長が委嘱する。

3 強化対策委員会は、本部委員会から付託及び委任された事項について調査・協議する。

4 第8条の規定は、強化対策委員の任期等について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、強化対策委員会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、強化対策委員会委員長が委嘱する委員をもって構成する。

2 専門委員会は、強化対策委員会から検討要請された事項について調査・協議し、その結果を強化対策委員会に報告する。

3 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、強化対策委員会委員長が別に定める。

第4章 本部長の専決処分

(本部長の専決処分)

第13条 本部長は、本部委員会を招集するいとまがないとき、又は本部委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部委員会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 対策本部の事務を処理するため、青森県教育庁スポーツ健康課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 対策本部の経費は、青森県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。
(予算及び決算)

第16条 対策本部の収支予算は、本部委員会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、本部委員会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第17条 対策本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 対策本部の会計に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 対策本部は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散する。

- 2 対策本部が解散するときに有する残余財産は、本部委員会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年6月8日から施行する。
- 2 対策本部の平成29年度における会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成30年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成30年8月30日から施行する。